

電子入札の導入等について

平成 29 年 8 月 21 日
財 務 部 財 政 課

1 概要

工物品質及び競争性の確保を図るため、電子入札システムの導入及び施工体制台帳等の写しの提出について、次のとおりとします。

2 内容

(1) 電子入札システムの導入

実施時期：**平成 29 年 8 月 21 日以降**、入札公告又は入札通知を行うものから適用

利用者登録がまだお済みでない場合は、早期の登録をお願いいたします。

なお、平成 30 年 3 月 31 日までの間については、電子入札未対応者に向けた移行期間として、口頭（電話）又は書面により、紙入札での参加希望をお伝えいただければ、従来同様、開札日時に指定場所にて行われる入札書投函による入札への参加も可とします。

ただし、平成 30 年 4 月 1 日以降、紙入札による参加を希望する場合は、電子入札にすることができない理由を明示した紙入札承認申請書を案件ごとに提出いただき、その都度市長の承認を得ていただくことになりますので、ご注意ください。

※電子入札ポータルサイトホームページ

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/sumoto/index.rbz>

(2) 施工体制台帳等の写しの提出範囲の拡大

実施時期：**平成 29 年 8 月 21 日以降**、入札公告又は入札通知を行うものから適用

建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）に基づき、下請契約がある場合は**その額に関わらず**、施工体制台帳及び施工体系図の写しの提出が必要となります。

なお、下請業者の社会保険（健康保険、年金及び雇用保険）加入状況について、未加入業者がある場合は、事情を確認することがありますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 様式等の変更

上記に伴い、公告共通事項及び各種様式等が一部変更されておりますので、念のためホームページ等での確認をお願いいたします。